

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相模原市長 本村 賢太郎

市町村名 (市町村コード)	相模原市 (141500)
地域名 (地域内農業集落名)	旧城山町・旧津久井町・旧相模湖町・旧藤野町区域 (旧城山町・旧津久井町・旧相模湖町・旧藤野町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月15日、令和6年10月16日 (第1回及び第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化や鳥獣被害の深刻化、後継者不足、傾斜地に所在する農地における諸条件の不利性などにより、農業者数の減少や荒廃農地の増加が懸念されることから、持続的な農地の利用を図りながら地域農業を活性化するためには、地域の担い手の確保・育成を図りつつ、地域全体で農地を守るための仕組みづくりが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ア 農地中間管理機構を活用し、地域の担い手に農地の集積・集約化を進め、効率的な営農環境を整えるものとする。
イ 法人・個人の農業分野への参入促進や農業者への労働力・機械化支援により、新たな担い手の確保や新規就農者の定着を図るものとする。
ウ 地場農産物の生産振興・消費拡大を図るとともに、農産物のブランド化を通じた付加価値の向上や、6次産業化に向けた取組、農業の複合化により、収益性の高い持続可能な農業経営を推進するものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	440.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	440.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、農用地区域内農地等を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
ただし、農用地区域外の農地でも、農業者が将来にわたってその農地で耕作し、計画区域内の対象農地に加えることを希望する場合は、農地所有者との合意に基づき、対象農地に加えるものとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域の担い手への農用地の集積を進めるとともに、地域農業関係者等との話し合いにより、農用地の集約化・農用地の適正かつ効率的な利用を促進するものとする。 また、新規就農者の青年等就農計画の達成に向けた農用地の貸借を進めるものとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合、農地中間管理機構を活用して、担い手への貸し付けを進めるものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
金原地区において、土地改良事業による農業生産基盤の整備を行うものとする。 その他の地域においては、生産性の向上を図る上で、大規模化や集約化を目指す農業者やその地域農業関係者等との話し合いにより、農道や用水路の整備、区画整理等の基盤整備事業への取組について検討するものとする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ア 経営規模に関わらず、農業経営を継続したい農業者については、継続してもらう。 イ 担い手不足の地区においては、関係機関と連携しながら、新規就農者を積極的に受け入れ、営農が継続できるよう栽培技術の指導を始め、農用地や、農業用機械のあっせん、資金調達等の農業経営の支援を行うものとする。 ウ 青年等就農計画の達成が見込まれる認定新規就農者に対しては、認定農業者、農業経営士等へとステップアップを図るよう促すものとする。 エ 法人の農業参入や農業経営の法人化を促進し、雇用就農の受け皿となる法人を増加させるなどして、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成を図るものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
神奈川つくい農業協同組合が実施する援農制度や、農作業の受委託のあっせん、農業用機械の貸出等の取組により、営農支援を行うことで、荒廃農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣による農産物被害は深刻であり、農業者の営農意欲の減退に繋がっているため、有害鳥獣の駆除、追払いや被害を軽減するための農地への防護柵の設置等を継続的に支援しながら、専門知識や即時対応能力を有する民間事業者等の確保など有害鳥獣被害対策の充実を図る。

② 食料・農業・農村基本法に基づき、環境負荷の低減に配慮した持続的な農業を推進するため、生産資材の導入に対する支援、有機農業を始めとした化学肥料や化学合成農薬に頼らない営農活動への支援を行うものとする。